

## 露店業者等の火災予防上の注意事項について

### 【液化石油ガス】

1. ガスボンベは、直射日光及び火気から離れた安全な位置（**2 m以上**）に設置すること。
2. ガスボンベは、倒れないように固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。
3. ガスボンベに接続されたガスホース及び接続部を使用前に点検をすること。

### 【携帯発電機】

1. ガソリン等の危険物を燃料とする発電機を使用する場合は、発電機等を火気から離れた安全な位置（**2 m以上**）に設置し、平らな場所に置くこと。
2. 発電機の排気が携行缶、ボンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。
3. 発電機にガソリン等を給油する場合は、発電機を停止し、火気から離れた安全な位置（**2 m以上**）で行うこと。

### 【危険物容器】

1. 携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して圧力を抜くこと。
2. 危険物容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。
3. 危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法令に適合した容器を用いること。

（裏面に続く）

## 【まき、炭等】

1. 開設中は火気付近を常に整理整頓し、みだりにそばを離れないこと。
2. 終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。

## 【電気器具】

1. たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
2. 電気器具、コンセント等を雨水等の水が掛かるおそれのある場所に設ける場合は、防水性能を有するものを使用すること。

## 【消火器】

1. 火気を使用する露店等には、消火器を設置すること。なお、点検し、腐食しているもの、安全栓が抜けているもの及び、古くなったものについては取り替えること。

仲多度南部消防組合消防本部